

◎都市再生特別措置法の一部を改正する法律

(平成二十三年四月二十七日法律第二四号)

一、提案理由

(平成二十三年三月三〇日・衆議院国土交通委員会)

○大畠国務大臣　ただいま議題となりました都市再生特別措置法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

昨今の成長が著しいアジア諸国の都市と比較し、我が国都市の国際競争力が相対的に低下している中、国全体の成長を牽引する大都市について、官民が連携して市街地の整備を強力に推進し、海外から企業、人等と呼ば込むことができるような魅力ある都市拠点を形成することが現下の重要な課題となっております。

また、少子高齢化や人口減少が進展し、国、地方を通じて財政状況が悪化している中、行政だけではなく、企業や特定非営利活動法人等の民間主体のまちづくりへの積極的な参画を促し、官民連携によるまちづくりを推進することを通じて、おのおの地域のポテンシャルを活性化させ、都市の魅力を高めて

都市再生特別措置法の一部を改正する法律

いくことが求められております。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第でございます。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、都市の国際競争力の強化を図るための地域を特定都市再生緊急整備地域として指定し、この地域について、官民の連携により都市開発事業等を推進するための計画制度を創設するほか、下水熱を利用した熱供給事業の実施を可能とする特例、道路の上部空間について建築物の建築を可能とする特例等を創設することとしております。

第二に、都市の魅力を高めるため、町のにぎわいを創出する施設を設置する場合における道路占用許可の特例や、広場、並木といった地域住民に身近な施設の適正な管理を推進するための協定制度の創設等を行うこととしております。

第三に、民間事業者のノウハウや資金を活用して市街地の整備を推進するため、民間都市開発プロジェクトについて国土交通大臣の認定を申請することができる期限を延長するほか、この認定を受けた優良な民間都市開発プロジェクトに対する新たな金融支援制度の創設等を行うこととしております。

その他、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしております。

都市再生特別措置法の一部を改正する法律

以上が、この法律案を提案する理由であります。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

二、衆議院国土交通委員長報告(平成二十三年四月一五日)

○古賀一成君　ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、官民が連携して、海外から企業、人などを呼び込むことができるような魅力ある都市拠点の形成や、地域のポテンシャルを活性化させることによって都市の魅力を高めていくための措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、都市の国際競争力の強化を図るための地域を、特定都市再生緊急整備地域として指定し、この地域について、官民連携による整備計画制度や下水道法等の特例措置を創設すること、

第二に、まちのにぎわいを創出する施設を設置する場合の道路占用許可の特例や、地域住民に身近な施設の適正な管理を推進するための協定制度を創設すること

などであります。

本案は、去る三月二十九日本委員会に付託され、翌三十日大

畠国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、四月十三日質疑を行い、同日質疑を終了し、本日、討論の後、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十三年四月一五日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 東日本大震災により被災した市街地の復旧・復興のための支援制度の検討を早急に進め、一刻も早く復旧・復興に向けた措置が講じられることとなるよう、対応に万全を期すること。

二 東日本大震災において、都市が広範囲にわたり甚大な被害を受けたことに鑑み、防災のための施設と都市の安全性との関係について調査・分析し、安全なまちづくりに万全を期すること。

三 東日本大震災により被災した市街地の復旧・復興に当たっては、関係地方公共団体の意向を十分に踏まえて、都市再生整備計画に基づく各種制度など都市の再生に関する施策を有

四 東日本大震災の被災地域以外も含め、地方都市についてその再生が緊急の課題となっていることに鑑み、社会資本の整備や民間都市開発事業の立ち上げを積極的に支援するほか、道路占用許可の特例、都市利便増進協定制度などまちのにぎわい・交流空間の創出のための新たな仕組みが活用されるよう積極的に支援するなど、都市の魅力の向上を促進すること。

五 特定非営利活動法人、まちづくり会社等の民間主体によるまちづくりへの参画がより一層促進されるよう、都市再生整備計画の作成に関する提案権などまちづくりに関する各種制度の関係者への周知徹底を図り、その普及促進に努めること。

三、参議院国土交通委員長報告(平成二三年四月二〇日)

○小泉昭男君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、都市再生特別措置法の一部を改正する法律案は、官民の連携を通じて、都市の国際競争力及び魅力を高め、都市の再生都市再生特別措置法の一部を改正する法律

三、参議院国土交通委員長報告(平成二三年四月二〇日)

○小泉昭男君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

略

次に、都市再生特別措置法の一部を改正する法律案は、官民の連携を通じて、都市の国際競争力及び魅力を高め、都市の再

都市再生特別措置法の一部を改正する法律

生を図るため、特定都市再生緊急整備地域制度の創設、都市開発事業の一層の促進を図るための新たな金融支援制度の創設、道路占用許可基準の特例制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、特定都市再生緊急整備地域の指定要件とその制度の効果、地方都市再生に資する施策の充実、民間都市開発事業に対する金融支援措置の妥当性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、社会民主党・護憲連合の吉田忠智委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帶決議（平成二三年四月一九日）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 東日本大震災により被災した市街地の復旧・復興のための支援制度の検討を早急に進め、一刻も早く復旧・復興に向け

都市再生特別措置法の一部を改正する法律

七八

た措置が講じられることとなるよう、対応に万全を期すこと。

二 東日本大震災において、都市が広範囲にわたり甚大な被害を受けたことに鑑み、防災のための施設と都市の安全性との関係について調査・分析し、安全なまちづくりに万全を期すこと。

三 東日本大震災により被災した市街地の復旧・復興に当たっては、関係地方公共団体の意向を十分に踏まえて、都市再生整備計画に基づく各種施策など都市の再生に関する制度を有効に活用すること。

四 全国の地方都市について、その再生が緊急の課題となっていることに鑑み、社会資本の整備や民間都市開発事業の立ち上げを積極的に支援するほか、道路占用許可の特例、都市利便増進協定制度などまちのにぎわい・交流空間の創出のための新たな仕組みが活用されるよう積極的に支援するなど、都市の魅力の向上を促進すること。

また、道路の上空利用、道路占用の許可等に当たっては、周囲との景観調和、安全性の確保等に留意すること。

五 特定非営利活動法人、まちづくり会社等の民間主体によるまちづくりへの参画がより一層促進されるよう、都市再生整備計画の作成に関する提案権などまちづくりに関する各種制

度の関係者への周知徹底を図り、その普及促進に努めること。

六 都市再生整備推進法人が活動しやすい環境を整備し、地元住民の意向が反映される体制づくりに努めること。
右決議する。